

令和 3 年第 5 回守山市農業委員会総会議事録

第 5 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 5 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 21 号～議第 24 号

議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 21 号～報告第 24 号

報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	3 林 茂一	4 石田 達男
5 木村 伊太郎	6 寺田 久重	7 林 善治
8 下村 耕	9 戸田 守晃	10 山本 麻紀代
11 園田 耕三	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、1 名です。

2 番 川島 忠文委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井	友宏
書記	主幹	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	水原	正純
農政課	係長	西川	孝司
農政課	主事	佐薙	由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 5 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 5 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

9 番 戸田 守晃 委員

10 番 山本 麻紀代 委員を指名いたします。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第 21 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 21 号 農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 21 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 21 号につき
まして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 21 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

5番で農地の所有者が貸し人になって、8、9、10番では借り人になっていますが、どのようなことなのでしょう
うか。

○農政課 西川係長

5番の農地の所有者は、畑作がメインで経営されていますので、田は貸し出し畑を借り受けられるものです。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○議 長

よろしいでしょうか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする
ことに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定
することに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 22 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第22号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 22 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるもの

でございます。

今月は、5件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 457 平方メートルで、地目は登記・現況とも記載のとおり畑で、自作地となっております。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、60.8 アール、通作距離は 7 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,209 平方メートル、同じく 〇〇〇番〇 386 平方メートルです。地目は登記・現況とも記載のとおり田で、自作地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、2,168.5 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,700 平方メートルで、地目は登記・現況とも記載のとおり田で、貸付地となっております。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりで、貸付については合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、40.1 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 514 平方メートルで、登記地目は田、現況は畑で自作地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、草津市〇〇町〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、75.8 アール、通作距離は 5.9 キロメートルです。

5 番の案件です。(位置図 P 6)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,110 平方メートル、同じく 〇〇 〇〇〇番〇 419 平方メートルで、地目は登記・現況とも記載のとおり田で、自作地です。譲渡人は、長野県〇〇郡〇〇〇町〇番地〇 〇〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、草津市〇〇町〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、75.8 アール、通作距離は 5.9 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、1 番・2 番・3 番の案件は個人であるため適用ありません。また、4 番・5 番の〇〇〇〇株式会社は、農地所有適格法人であるため該当しません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満

たしているため該当しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第22号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は相続を受けられた農地ですが耕作されず草刈だけが行われていた農地で耕作をされる方を探されていきました。譲り受け人の所有している農地はありませんが野洲市で田を借りられて耕作されています。今回、畑も借りて耕作したいとの思いから、この農地を買い受けることを考えられ申請されたものです。

以上のことから、特に問題は無いと思います。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人は認定農業者の息子さんでして、お父さんが主として耕作されるようですが。息子さんも農業に従事さ

れていますので、問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現在は担い手に貸し付けされていますが、譲り受け人の息子さんが耕作面積を増やしたいとの思いがあり、双方折りが付き担い手との合意解約も整いました。本年度は担い手が耕作され来年度からの耕作となります。別段、問題は無いと思います。

○議 長

続いて、4番と5番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番と5番の所有者は兄弟でありまして、当該地は以前に開発計画があったのですが頓挫したところで、以降、耕作されずにいました。今回の第3条の申請で再び農地として活用されることを期待するものです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第23号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第23号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 23 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 4 ページ、位置図は 9 ページ、10 ページです。

これは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件で自己転用でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

○○○町 ○○ ○○○番○ 181 平方メートルで、地目は登記・現況とも畑となっております。

申請人は、守山市○○町○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続、事由は駐車場です。備考欄に記載のとおり○○○町地区計画区域内です。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（○○小学校、○○こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 23 号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の確認状況の報告を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

相続された土地を駐車場にされるようですが、東側の田の排水が当該地に入り込んでいるようで、その排水が無くなると田として利用できなるところでしたが、「現状のまま使っても良い」との理解を示されたので隣地の承諾を得たものです。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

去る 4 月 23 日に●● ●●委員、事務局長および参事とで現地確認しました。

●●委員の説明のとおり「排水路」の問題がクリアされており、また、地区計画内にありますので、問題は無いと思います。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

所有者の住所が申請地でなく町外の方なのですが、当該
地が自宅なのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

現在は空き家ですが、弟さんが住まいされていましたが
亡くなられたので相続されたようです。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ
んか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする
ことに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 24 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第24号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 24 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 13 ページからとなります。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 5 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 13、14）

〇〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇〇 273 平方メートル

ル、同じく ○○○番○○ 10 平方メートルで、地目は登記・現況とも、記載のとおり田です。譲渡人は、守山市 ○○○町○○○番地○ ○○ ○○ さん ○○歳、譲受人は、○○ ○丁目○番○○-○○○号 ○○ ○○ さん ○○歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は専用住宅となっております。備考欄に記載のとおり、○○○町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（○○小学校、○○こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。（位置図 P 15、16）

○○町 ○○○ ○○○○番○ 452 平方メートルで、登記地目は田、現況は雑種地です。貸人は、○○町○○○番地の○ ○○ ○ さん ○○歳で、借人は、草津市 ○○ ○丁目○○番○○-○○○号 ○○ ○○ さん

〇〇歳です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり 〇〇〇〇〇〇〇〇広場の造成当時、残土を搬入している無断転用の是正案件で、開発許可に該当します。なお、当該用地は借人の奥さんの実家の隣地です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成している区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P 17、18)

先ほどの2番の関連案件です。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 194平方メートルのうち17.5平方メートルで、現況は雑種地。先ほどと同じく、貸人は 〇〇 〇 さん、貸人は 〇〇 〇〇 さんです。先ほどの専用住宅への水道管の引き込みに係る面積相当分ということで、使用貸借の契約内容です。無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、先ほどと同じく、第2種農

地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成している区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

なお、残地の部分につきましては、無断転用の状態でありますので、是正等するよう指導してまいります。

4 番の案件です。(位置図 P 19、20)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 128 平方メートルで、地目は登記・現況とも、記載のとおり畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は駐車場です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成している区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 P 21、22)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 866 平方メートルの田で、
貸人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 さんの相続人
〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳、ならびに大津市〇〇〇〇
〇〇番〇－〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳、大阪府豊中市〇町〇丁目〇番〇〇－〇〇〇
〇〇 〇 さん 〇〇歳、野洲市〇〇 〇〇〇〇番地 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇
〇〇〇 さん 〇〇歳です。

そして、同じく〇〇町 〇〇 〇〇〇番 965 平方メー
トルの田で、貸人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

借人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表
取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容はそれぞれ賃貸
借、事由は駐車場で、備考欄に記載のとおり開発事業同意
に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内で、相当数の街区を形成している区域であ
ることから、許可相当と考えます。一般基準についても、
周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に
該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第24号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

先月に申請され土地の隣で、地区計画内でありますことから、問題は無いと思います。

○議長

次に、2番3番4番の案件は●●委員ですが、欠席されていますので、5番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地の隣接で中古車販売等の事業をされており、その事業地の敷地拡大になります。内1筆は相続が済んでおりませんが、賃貸借になります。この農地は不整形であり耕作しにくいところですので、駐車場として貸付される判断に至ったのだらうと思います。

以上でございます。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

議第 23 号と同様に 4 月 23 日に●● ●●委員、事務局
長および参事で現地確認いたしました。

補足説明としましては、担当委員の説明のとおりなのですが、3 番については、局長の説明で「無断転用の是正」との説明でしたが、残地についても「無断転用」になりますので、「是正」を促すように意見をさせていただきました。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

ただいま報告をいただきました。2 番 3 番は無断転用の是正案件であります。特に 3 番については、水道管引き込み以外の土地については、局長の説明のとおり本人に土地利用について確認の後、「是正」を促すことでよろしいですね。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第21号から報告第24号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりで

す。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により受理いたしました。

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

13 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

12 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

○●番 ●● ●●委員

前回の総会において、「イベントを開催したい」として一時転用が許可され、5月1日、2日にイベントが開催されました。準備段階においても他府県の人たちが来ていた様子で、私は「少し不味いな、自粛してくれないかな。」と感じておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による大

都市では「緊急事態宣言」が発出されたにも関わらず、大阪・京都ナンバーの車でいっぱいでした。これらに関して、地元の自治会長等には苦情やお叱りの電話がたくさんありました。今、話しているのは、自治会長と話し合いをして状況などの説明をしているわけです。この一時転用許可の期間はまだありますが、新型コロナウイルス感染症の状況はまだまだ混乱している中、もしクラスターなど発生するものなら、当該地の名前が出ることになり「風評被害」を受けることになります。この地域には〇〇〇〇〇〇〇がありますが、その設置に際に「風評被害」を受け苦労されたことを地元の先人に聞いておりますので、地元としては非常に心配しております。今そのような事態は起こっておりませんが、起こる前に対策を講じていく必要があると思います。

ついでには、一時転用の許可期間が来年までありますが、地元の自治会から、また私も含めて「許可の取り消し」ができないか、お願いするものです。実際、「近隣に迷惑をかけない。」とかいろいろな条件があると思いますが、大きく迷惑をかけていると思います。この区域の畑に剪定や肥料の施肥、草刈などの作業を日常的に行う農業者が1日、2日にはガードマンが設置されて通行を制限されたと連絡が入ったので、私が現場に行き対応しました。イベントの

前日にも現場では、前準備のために音楽を鳴らすことは地元で連絡があったそうですが、音楽や太鼓を鳴らし大声で叫んでいる状況もあり、非常に印象は良くなかったと感じました。今、自治会長等と相談したことを申し上げていますが、どうすればよいでしょうか。という相談なのですが。

○議長

ただいま、●●委員から話がありましたが、先月許可された案件は許可要件に逸脱した農地の利用をしていることになるのでしょうか。

また、イベント等の内容は「お願い事項」になるのではないのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

地元としては「一大事」になっているんです。イベントを開催した会社の所在地が地元ですので、何か事があれば地元の名前が出ることになるかも知れません。

一時転用の許可の取り消しが無理であるなら、対策として市から指導して注意を促すか、何か手を打っていただきたいと思います。

我々が許可した時点では何もなかったのですが、今は状況が違ってきます。

○議長

地元の〇〇〇〇組合と協議されているかと思いますが、その組合から申し入れをしていただくことではないでしょうか。

許可の取り消しはできないでしょう。許可の条件にそのようなことは入っていないのですから。

○●番 ●● ●●委員

イベントで貸す案件は特殊であると思いますが、地元にはかなり迷惑がかかっていることは事実です。

○●番 ●● ●●委員

許可の取り消しには、「行為者の責に帰すべき事情により許可の効力を維持することが公益上許されない場合」があれば「取り消し」できることになりますが、このような行為になるのでしょうか。

○議 長

その行為が法律に違反しているのであれば別ですが、その行為はお願い事項に相当するかと思います。

○●番 ●● ●●委員

今の状況であれば「取り消し」は難しいかと思います。

○議 長

後は、申し出事項になるのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

そうすれば、許可されたが「いい加減なことをやっている状況である。」があっても、取り消しができないのですか。実際、〇〇〇町に迷惑が掛かっており近隣の在所から「〇〇〇は何をやっとねん。」とたくさん問い合わせが来ているので、「しょうがない。」では、無いでしょう。

世界で問題になっている新型コロナ感染症の拡大を心配している訳です。

○事務局

許可された内容で、次のイベントの開催が秋と伺っているので、その時に新型コロナ感染症の状況がどのようなになっているのかもあるのですが、状況を見て庁内で話し合いをさせていただきたいと思います。

○●番 ●● ●●委員

ただちょっと複雑なのが、〇〇〇〇をされている方はその法人には「農地を借りてもらいたい。」思いがあり、「悪い関係にはなりたく無い。」が本音かと思います。だから、〇〇〇町としては「他から苦情がありました。もう少し自粛できませんか。」みたいな話を市からしていただければ「ありがたい」と思うのです。しかしながら、正直、〇〇〇町も弱い立場かと思うのが本音かと思います。

○議長

どれだけ農政課が関わっているかわかりませんが、「〇〇〇組合と話をして欲しい。」ことになると思います。

○事務局

一企業の話でなく市も関わっているかと思っています。

○●番 ●● ●●委員

風評被害で「〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇で・・・。」みたいなことがなれば「わや。」になってしまいます。今、〇〇〇〇組合の方々は、頑張って生産されていますので、すべてがうまくいくように考えていただければと思います。

○議長

農業委員会の許認可による取り消しには難しいところがありますが、行政には、次のイベントの際には社会の状況を見て計画されるよう申し出をしていただきたいと思います。

○事務局

はい。

○議長

はい。ありがとうございました。

他に何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 22 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 5 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9 番 戸田 守晃 委員

10 番 山本 麻紀代 委員